

## 魚津市告示第109号

魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月8日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市骨髓バンクドナー助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髓バンク 公益財団法人日本骨髓バンクをいう。
- (2) 骨髓等 骨髓又は末梢血幹細胞をいう。
- (3) 骨髓等の提供 骨髓バンクが行う骨髓・末梢血管細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5号に規定する事業）による骨髓等の提供をいう。
- (4) 提供者 骨髓等の提供を完了した者をいう。
- (5) 中止者 骨髓等の提供に係る最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により当該骨髓等の提供が中止された者をいう。
- (6) ドナー 提供者及び中止者をいう。
- (7) ドナー休暇制度 骨髓等を提供するに当たり必要な骨髓バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、ドナーの経済的負担を軽減し、もって骨髓等の移植の推進を図るため、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するも

のとする。

- (1) 提供者にあつては骨髄等の提供を行った日に、中止者にあつては骨髄等の提供が中止となった日において、魚津市に住所を有していること。
- (2) 骨髄バンクから骨髄等の提供に係る手続を証明する書類の交付を受けていること。
- (3) ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属する者でないこと。
- (4) 他の地方公共団体等から同種の助成金その他これに類するものの交付を受けていない、又は受ける見込みのないこと。
- (5) 規則第4条の2第2号又は第3号に該当しないこと。
- (6) 市税等（規則附則第2項に規定する市税等をいう。）を滞納していないこと。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、1回の骨髄等の提供につき、次に掲げる骨髄等の提供のための通院、入院及び面接（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）の日数（7日を上限とする。）に2万円を乗じて得た額とする。

- (1) 骨髄等の提供の前後における健康診断のための通院
- (2) 自己血保存に係る採血のための通院
- (3) 骨髄等の提供に係る投薬のための通院又は入院
- (4) 骨髄等の提供を行う手術のための入院
- (5) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める面接、通院及び入院であつて、市長が認めるもの

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日又は中止となった日から90日以内に、魚津市骨髄バンクドナー助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る面接、通院及び入院を行ったこと並びにその日数を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成金の交付の可否の決定及び助成金の額の確定をするものとする。

2 第4条第6号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付にお

ける市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）第5条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

3 市長は、助成金の交付の可否を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該決定に関し必要な事項について報告を求めることができる。

4 市長は、第1項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市骨髓バンクドナー助成金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）又は魚津市骨髓バンクドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、前条第1項の規定による申請を受理した翌日から起算して30日以内に第4項に基づく通知をするよう努めるものとする。

（助成金の請求）

第8条 申請者は、魚津市骨髓バンクドナー助成金請求書（様式第4号）により助成金を請求するものとする。

（交付決定の取消及び助成金の返還）

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の行為により交付決定を受けた場合

（2） その他市長が交付を不相当と認めた場合

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話番号

魚津市骨髓バンクドナー助成金交付申請書

魚津市骨髓バンクドナー助成金の交付を受けたいので、魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年 月日	年 月 日
氏名			
骨髓等の提供日 又は中止日 における住所	〒 魚津市		
勤務先	名称 所在地 電話番号		
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請日数 (上限7日)	日	骨髓等の提供 日又は中止日	年 月 日
申請金額	日×20,000＝ 円（上限14万円）		
<p>私は、私の所属する企業・団体等にドナー休暇制度がないこと、他の地方公共団体等から同種の助成金等の交付を受けていないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有している者でないことを誓約します。また、審査に必要な情報（住民基本台帳、市税等納付状況、勤務先等）の提供及び調査に同意します。</p> <p>年 月 日 署名（自署）</p>			

2 添付書類

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供に係る面接、通院及び入院を行ったこと並びにその日数を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市骨髓バンクドナー助成金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市骨髓バンクドナー助成金について、次のとおり交付の決定及び額の確定をしましたので、魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

助成金の額 金 円

様式第3号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市骨髓バンクドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市骨髓バンクドナー助成金については、審査の結果不交付となりましたので、魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

魚津市骨髓バンクドナー助成金請求書

魚津市骨髓バンクドナー助成金の交付について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融 機関名	コード				コード			
	銀行・信用金庫 信用組合・農協				本店・支店 出張所			
フリガナ					預金種別	口座番号		
口座 名義人					1 普通 2 当座			

※ドナー本人以外の口座には振込みできません。

（添付書類）

- ・振込先口座の通帳写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるもの）